

日 薬 業 発 第 89 号
平成 30 年 6 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

高額療養費制度の見直しの周知用ポスターの送付について

標記について、厚生労働省保険局高齢者医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

高齢者の高額療養費については、平成 29 年 8 月 1 日より、制度の持続可能性を高め、世代間・世代内の負担の不公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、算定基準の見直しを段階的に実施しております。

今般、今年 8 月 1 日からの算定基準額について、窓口掲示用ポスターを作成したとの案内がありました。

これらポスターは以下の URL より閲覧・ダウンロードが可能となっています。つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

<別添>

高額療養費制度の見直しの周知用ポスターの送付について

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 高額療養費制度を利用される皆さまへ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryokuho-ken/juuyou/kougakuiroyou/index.html

事 務 連 絡
平成30年5月31日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高額療養費制度の見直しの周知用ポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者の高額療養費については、平成29年8月1日より、制度の持続可能性を高め、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、算定基準額の見直しを段階的に実施しております。貴団体のこれまでの多大な御協力につき、改めて御礼申し上げます。

さて、今年8月1日からの算定基準額について、窓口掲示用ポスターを作成いたしました。

ポスターは厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、貴団体の構成団体・構成員に御活用いただけるよう御周知をお願いします。

記

厚生労働省ホームページ

『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（URLは以下のとおり）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

上記ページの中の、「○ 高額療養費制度の見直しについて（ポスター）」に、PDF形式で掲載しております。

70歳以上の 皆さまへ(※)

平成30年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒ 平成30年8月から、**上限額(月ごと・70歳以上)**が下の表のように変わります。
あわせて「**限度額適用認定証**」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

**年収約370～1,160万円(課税所得145～689万円)の方は
ご注意ください!!** ※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での**支払が高額になる可能性**がある方は**必ず**、市区町村窓口にて、「**限度額適用認定証**」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。
(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

平成30年7月までの上限額 (70歳以上)

	適用区分	外来 (個人ごと)	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円 (※2)>
	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>
一般	II 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		15,000円

平成30年8月からの上限額 (70歳以上)

	適用区分	外来 (個人ごと)	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円 (※2)>	
	II 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円 (※2)>	
	I 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円 (※2)>	
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>
	II 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
住民税非課税	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		15,000円

新たに「**限度額適用認定証**」を申請

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

お問合せは
こちらまで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方 ▶ ご加入の医療保険者まで
- 国民健康保険にご加入の方 ▶▶▶ お住まいの市区町村の担当窓口まで
- 後期高齢者医療制度の方 ▶▶▶▶ 各都道府県の後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口まで

● 高額療養費制度の詳細内容は、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。 →

厚生労働省

